

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 人事・恩給局恩給企画課

恩給審査課、恩給業務課

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策 26

受給者の生活を支える恩給行政の推進

（政策の基本目標）

恩給年額の適正な改定、受給者等に対するサービス向上（受給者等の負担軽減、恩給請求の速やかな処理）を図る。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

恩給制度は、官吏、旧軍人、教育職員、警察監獄職員等一定の身分を有する公務員が相当年限忠実に勤務して退職した場合や公務のため死亡又は公務による傷病のため退職した場合に、国が公務員との特別な関係に基づき給付を行うものであって、国家補償の性格を有する制度である。恩給がこのような性格を有していることを踏まえ、毎年度の支給額については適正な改定（据置きを含む。以下同じ。）を行うことが求められている。

また、恩給受給者の高齢化が進んでいること等を踏まえ、支給事務手続の簡素、合理化に努めるとともに、迅速な請求処理等を通じて受給者等に対するサービスの向上を図る必要がある。

なお、恩給受給者は極めて高齢となっており、受給者数も漸減傾向にある（平成18年度現在恩給受給者は約114万人、平均年齢は84.9歳）。

（2）主な施策の概要

ア 恩給年額の適正な改定

社会経済情勢を踏まえ、恩給年額の適正な改定を行う。

イ 受給者等に対するサービスの向上

支給手続の簡素化、合理化による受給者等の負担軽減、恩給請求の迅速な処理等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
規制改革・民間開放推進 3か年計画（再改定）	平成18年3月 31日閣議決定	措置事項 7 金融関係 オ その他 恩給の支払（総務省） 【措置内容】 恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。 【実施予定時期】 平成19年10月以降に実施。

3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

参考となる指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度
毎年度の受給者数	128万人	121万人	114万人
毎年度の恩給年額	平均87万円	平均86万円	平均85万円
受給者等の支給手続上の負担軽減度	2手続の廃止を 措置	1手続の廃止を 措置	1手続の廃止を 措置
年度末における請求未処理案件比率 （年度末における残件数 / 月間平均処理件数）	0.9月分 （2,467 / 2,800）	0.6月分 （1,593 / 2,592）	0.6月分 （1,364 / 2,200）

() 「受給者等の恩給に対する理解度」については、受給者の高齢化により精確な調査結果を得ることが困難となってきたため、記載していない。一方、業務の簡素化・効率化等を推進する中で「年度末における請求未処理案件比率」のデータを提示できるようになったため、恩給請求の迅速な処理の状況を把握するための参考となる指標として記載することとした。

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

(3) 目標の達成状況の分析

恩給年額の適正な改定

(有効性)

- ・著しく高齢化した受給者の要望を踏まえ、従来からの懸案事項であった公務扶助料の遺族加算と普通扶助料の寡婦加算との間の不均等について、平成19年度以降段階的に是正(全体として5年間で実施)することを内容とする最終的な個別的制度改善措置を講じること、
- ・恩給の年額水準の改定については、これまで公務員給与や物価を総合勘案する方式により、毎年度検討の上決定してきたところであるが、受給者の著しい高齢化の状況等にかんがみ、より安定した年額水準の改定方式を採ることが望ましいとの観点に立って種々検討した結果、平成16年の公的年金の制度改革をも踏まえ、今後は、公的年金の引上率により自動的な改定を行う方式とすること、

を内容とする恩給法の改正(平成19年法律第13号)を行った。

この法改正による恩給改定は、恩給制度及び受給者の生活の安定を確保し、納税者である国民の理解を得る上でも最善の措置と考えられ、有効性が認められる。

(その他)

平成18年度に行われた恩給法の改正において、受給者の要望に応え、将来にわたり安定的かつ適正な改定が自動的に行われるよう制度上の措置を講じたことにより、今後の取組の必要性がなくなったため、「恩給年額の適正な改定」という施策は役割を終えた。

受給者等に対するサービスの向上

(有効性)

平成17年度に策定した「恩給業務の業務・システム最適化計画」において、行政サービスの向上、業務処理の迅速化・効率化等を図るため、平成22年度を移行目標年度として今後実施する取組を総合的、計画的にまとめている。平成18年度は、この計画等に基づき、以下の取組を行い、受給者等に対するサービスを向上させた。

- ・住民基本台帳ネットワークシステムを活用することにより、隔年としていた恩給受給権調査(誕生月調査)を廃止した。この結果、受給者の調査応答負担が軽減された。
- ・また、情報システムの最適化に係る外部設計を行うとともに、内部設計及びシステム開発に必要な予算要求を行った。この結果、受給者サービス向上のために行うシステム最適化計画が着実に進展した。
- ・要員の適正な配置等に努め、恩給申請処理の迅速化を図った。この結果、全請求案件の平成18年度末未処理案件比率は同年度の平均月間処理件数の0.6月分となり、昨年度と同様に迅速な処理が行われた。
- ・恩給相談電話の混雑率(電話が繋がらず混雑メッセージが流れる率)の低下を図るため、恩給相談電話システムの変更を行った。この結果、平成18年度の平均混雑率は30.3%となり、前年度と比較し、13.7%低下した。
- ・恩給の支払窓口を郵便局から一般の金融機関に拡大するためのシステム変更を行った。この結果、平成19年10月以降、支払窓口の拡大が実施可能となり、受給者の利便性が向上する見込みである。

これらのことから、行政サービスの向上等が着実に図られており、有効性が認められる。

(効率性)

システムの最適化に係る外部設計及び恩給相談電話システムの変更に当たっては、競争入札により外部委託を行うなど最小限のコストでサービス向上を図ったことなどから、効率性が認められる。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
業務・システム最適化計画の着実な実施による受給者等に対するサービスの更なる向上	予算要求	システム最適化のための継続的な予算が必要
	制度	必要に応じて現行制度の改正について検討が必要
	実施体制・事務のやり方等	事務処理の見直しを検討

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

本政策の今後の課題等について、評価書案を提示して立教大学経済学部渡辺茂教授の御意見を伺い(平成19年5月10日)、以下のようなご指摘をいただいたことを踏まえ、評価書の作成に活用した。

- ・ 平成18年度に行った今後の恩給改定措置のための制度改正は、将来に渡り安定的な改定ルールを定めるものであり、妥当なものであった。
- ・ 受給者に対するサービスの向上については、業務・システムの最適化計画の着実な実施や受給者利便の向上に資する視点からの業務の定期的な見直し等により、今後とも行政サービスの向上に努める必要がある。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ 平成17年度恩給統計年報
- ・ 恩給業務の業務・システム最適化計画 <http://www.soumu.go.jp/jinji/saitekika.htm>
(平成17年6月29日公表)